

改正

平成5年3月29日教委告示第2号  
平成7年3月27日教委告示第3号  
平成12年3月28日教委告示第2号  
平成18年3月30日教委告示第14号  
平成19年3月30日教委告示第7号  
平成20年3月28日教委告示第4号  
平成22年9月30日教委告示第8号  
平成23年3月30日教委告示第5号  
平成23年6月28日教委告示第8号  
平成25年7月2日教委告示第4号  
平成28年5月31日教委告示第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条の規定による須坂市の小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を予算の範囲内で支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象経費及び支給額)

第2 支給対象となる経費及び支給額は、別表に掲げるとおりとする。

(支給の制限)

第3 次に掲げる援助が行われているときは、就学奨励費は支給しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助又は生活扶助

(2) 須坂市要保護及び準要保護児童・生徒就学援助費支給要綱（平成4年教育委員会告示第3号）に規定する就学援助

2 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額が、同号に規定する需要額の2.5倍以上の世帯においては、通学費のみの支給とする。

(支給申請書等)

第4 就学奨励費の支給を受けようとする者は、須坂市特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）に特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書を添えて、学校長を経由して市長へ提出するものとする。

(支給決定書)

第5 市長は、第4に規定する申請があったときは、内容を審査のうえ、就学奨励費の支給区分を決定し、須坂市特別支援教育就学奨励費支給区分決定通知書（様式第2号）により、学校長を経由して保護者に通知するものとする。

(支給請求書)

第6 就学奨励費を請求しようとするときは、須坂市特別支援教育就学奨励費（学用品・通学用品購入費等）支給請求書（様式第3号）及び須坂市特別支援教育就学奨励費（学校給食費）支給請求書（様式第4号）によるものとする。

(権限の委任)

第7 保護者は、請求等の権限を、学校長に委任するものとする。

(報告事項)

第8 対象児童又は生徒が年度の途中において、転学又は死亡等により支給を必要としなくなったときは、学校長は速やかに教育委員会へ報告するものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の前において支給された就学奨励費については、この要綱による就学奨励費の内払とみなす。

附 則 (平成5年3月29日教委告示第2号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日教委告示第3号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日教委告示第2号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日教委告示第14号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委告示第7号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日教委告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日教委告示第5号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月28日教委告示第8号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年7月2日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年5月31日教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の須坂市特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

別表 (第2関係)

支給対象経費	経費の範囲	支給額
学用品・通学用品 購入費	児童又は生徒の所持に係わる物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)の購入費並びに児童又は生徒(第1学年の者を除く。)が通学のため通常必要とする通学用品の購入費	国の補助単価により算出した範囲内の額
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動(修学旅行を除く。)に参加するために直接必要な交通費、宿泊費及び見学料	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	新入学児童又は生徒(年度当初に奨励費支給対象とされた児童生徒に限る。)が通常必要とする学用品、通	

入費	学用品の購入費	
修学旅行費	児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物運送料、通信費及び旅行取扱料金の費用	
通学費	児童又は生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に要する交通費又は児童又は生徒の心身の障害の状況等を考慮して、学校長が認めた場合の自家用車による通学に要する燃料費	
学校給食費	学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する児童又は生徒の学校給食に要する費用	

様式第1号（第4関係）

様式第2号（第5関係）

様式第3号（第6関係）

様式第4号（第6関係）